

## RoHS 指令の適用除外機器について(まとめ)

- ・ RoHS 指令は多くの No1 電気電子機器、No.2 ケーブル、及び No3 電気電子機器の全パーツ・アセンブリに適用される。：下表 1 に示す。
- ・ 一方、RoHS 指令には、適用除外の機器がある。：表 2 に示す。  
(その中でも、No 4.大規模な固定式産業用ツール(機械)、No5.大規模な固定設備は、該当する機器があると思われる)



### 1. 適用の機器

No	RoHS指令適用の電気電子機器、およびパーツ等
1	電気電子機器(EEE) (AC:0~1000V、DC:0~1500V)
2	ケーブル(0~250V)
3	上記1、2の全パーツ、及びアセンブリ

### 2. 適用外の機器

No	RoHS指令適用外の電気電子機器
1	加盟国の安全保障上の本質的な利益を守るために必要な機器 (特に軍事目的の武器、軍需品、戦争材料を含む)
2	宇宙に送り出すことを目的とした機器
3	「この指令の範囲から除外されているか、該当しない別の種類の機器の一部として特別に設計され、設置されることになっている機器」であり、「当該機器の一部である場合にのみその機能を果たすことができ、同じ特別に設計された機器でのみ交換することができるもの」。
4	大規模な固定式産業用ツール (機械)
5	大規模な固定設備。
6	人または物品の輸送手段 (ただし、型式承認を受けていない電動二輪車を除く)
7	専ら業務用に使用される非道路用移動機
8	アクティブな埋め込み型医療機器
9	公共、商業、工業、住宅用の太陽光からエネルギーを生成するために、専門家が設計、組み立て、設置し、定められた場所で永続的に使用するシステムで使用することを目的とした太陽光発電パネル
10	研究開発のみを目的として設計され、且つ、企業間取引のみで提供される機器